

令和元年8月1日

徳島市教育委員会

教育長 石井 博 殿

令和元年度
勤務条件及び教育環境の整備・
充実に関する要望書

徳島県教職員団体連合会徳島支部

支部長 上田 峻也

平素は、本市教育の向上発展ならびに教職員の待遇改善にご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

徳島県教職員団体連合会徳島支部は、徳島市の教育正常化を目指す教職員団体として発足以来、徳島市の教育のよき伝統を踏まえながら、子供たちに確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成するために、情熱をもって日々の教育活動に取り組んでおります。

さて、国及び各地方公共団体は教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないことが教育基本法に規定されています。現在、国レベルで様々な教育制度改革が進行しておりますが、各地方公共団体の財政力の違いにより、国民が同水準の質を保障されるべきはずの義務教育において格差が広がる懸念があります。人材こそが国家の基盤を成すものであり、教育への投資は、最も優先されなければなりません。将来の徳島市、県、国を担う子供たちを育成するためには、地方公共団体が創意工夫をし、責任をもって十分な財源を確保することが重要であると考えます。

この度、令和元年度の徳島市教育委員会要請行動にあたり、次の要望諸事項について格別のご配慮とご尽力をいただき、是非これらが実現されますようお願い申し上げます。

なお要望事項には、県レベルの問題も含めてありますが、それらについては私たちの声として県へ届けていただき、教育施策に十分反映されますよう関係諸機関への働きかけをよろしくお願いいたします。

1 学校事務職員部より

- ① 再任用事務職員のフルタイムでの任用について、引き続き県に働きかけること。今の制度では、再任用事務職員は短時間勤務のため複数配置校にしか勤務できない。
また、22条「職員の任用期間」について、年度末、年度初めのどちらかに2週間の空白期間があり、いちばん忙しい時期に事務職員が不在となっている。複数配置校においては膨大な事務量を1人でこなさなければならず非常に負担となっている。この空白期間を市費で予算を確保し、再任用事務職員を任用すること。
- ② 就学援助認定事務関係で就学援助申請書の提出期限について、保護者から学校への締め切り日及び学校から市教委への締め切り日をそれぞれ1～2日延ばすこと。例年保護者から学校への就学援助申請書の提出期限は5月1日（今年度は5月7日）であり、5月1日は連休前におこなった参観日等の振替休日としている学校も多い。また、学校から市教委への提出期限についても連休をはさむため、処理をするのに時間の余裕が無い。就学援助事務は非常に気を遣う事務でもあり、この時期給与関係や服務関係、各種調査関係等の事務も大変多く、仕事が集中する中で日数の限られた事務はかなりの負担となっている。
- ③ 特別支援就学奨励費関係事務で、整備しておくべき書類の中に、学用品費等の購入費の領収書やレシートがあるが、最近ではネット等で購入して領収書が無い場合がある。必ずしも領収書が無くても支払証明書等で代用できるように様式変更を行うこと。
- ④ 事務グループ制について、給食室長は自校の仕事をしながらグループ内の支援も行わねばならず負担が大きい。室長配置校には正規の事務職員を別に配置し、室長がグループの支援に専念できるようにすること。

2 養護教員部より

- ① 養護教諭の職務は多様化しており、従来の職務に加えて、「合理的配慮」の提供のためアレルギー対応や医療的ケアが必要な児童への対応等も求められてきている。養護教諭の複数配置や、保健事務の集中する時期の臨時的な補助員採用等、適切な教職員の配置を進めること。
- ② 今後いつ地震や集中豪雨等の災害が起こるか分からない中、災害時に必要となる相当量の救急物品を学校の予算内で購入することは難しい。非常災害時に備えて、救急物品を各学校に配布すること。
- ③ 職員健診など職員の健康管理について、現在養護教諭が担当しているが、学校の人的管理に関することであり、プライバシー保護の面からも、別の担当者による管理を進めること。

3 栄養教職員部より

- ① 食に関する指導の推進しやすい環境について
徳島市の栄養教諭・学校栄養職員の現状として、児童生徒の食器の返還が終了するおおむね13時30分までは、調理場で勤務することとなっている。食に関する指導は午前中でも認められているが、給食事務も多岐にわたり煩雑化している中でアレルギー対応や各種調査等で午前中に調理場を離れる必要も生じる。
午前中の調理場勤務について、柔軟に対応できるよう周知すること。
- ② 緊急時における献立変更等の連絡について
急な献立変更が起こることは仕方ないことであるが、電話やメール、FAXを活用して速やかに学校に献立変更の連絡をすること。

③ 栄養教諭・学校栄養職員の配置について

現在、栄養教諭・学校栄養職員未配置校には、市内栄養教諭・学校栄養職員や市教委配属栄養教諭が食に関する様々な業務を請け負っているが、担当職員への負担が非常に大きくなっている。栄養教諭配置効果を示さなければいけない反面、未配置校においても食に関するレベルアップを進めなければいけないという矛盾がある。ぜひ栄養教諭・学校栄養教職員を1校1名配置するよう、県及び国へ働きかけること。

4 教育環境及び勤務条件の改善について

① 教育関係予算の確保について

今年度コピー用紙の2割近い値上げがあり、また10月には消費税が10%となる。教育関係予算が年々削減される中、用紙類をはじめとする消耗品類は今後も値上がりが見込まれ、各学校とも非常に厳しいやりくりをしている。自校努力による経費の削減にも限界があり、保護者負担の割合が大きくなる一方である。

また、トイレや手洗い場などの水回りや、プール・窓・ドア・床・壁など施設設備全体の老朽化により、修繕費の必要額も年々増加傾向にあり配当予算だけではまかなえない現状である。このことから、次のことの実現を図ること。

- ・ 学校の教育活動を円滑に運営するために、学校需用費等の教育予算を維持・増額すること。
- ・ 学校施設・設備を維持し、環境整備を図るために、施設維持補修費を維持・増額すること。

② 教職員の加配について

児童生徒数の減少に伴う教職員数の減少は、学校運営を円滑に進めることを年々難しくしている一因となっている。質の高い教育の実現および教職員の負担軽減のため、市費教職員の加配の増員と、単独で授業ができる等の権限の拡大を図ること。

③ 教職員の負担・多忙感の解消と業務改善について

近年「働き方改革」が話題となっているが、教職員の負担・多忙感の解消と業務改善は教員の働く意欲、心身の健康において喫緊の課題である。このことから、次のことの実現を図ること。

- ・ 県の「とくしまの学校における働き方改革プラン」に基づき、徳島市として改善施策を早急に講じること。また、管理職における権限と責任に基づき、学校における働き方改革を着実に実行するよう市教育委員会が管理職員に対して指導及び助言を行うこと。
- ・ 教職員の行うべき業務を明らかにし、明確な業務改善目標を定め、教職員の業務の見直しを推進すること。また、プールの水質管理や休み時間の見守りなど、教職員でなくてもできる業務については外部委託すること。
- ・ 学校給食費等の未納金の督促等も含めた徴収・管理について、早急に公会計化すること。
- ・ 計画されている「通知表・指導要録のデジタル化」「校務支援システム」がより教職員の負担・多忙感の解消と業務改善につながるものになるよう、現場の声を取り入れるなど配慮すること。
- ・ 部活動の運営の適正化や外部人材の任用を推進することにより、部活動の負担を軽減すること。
- ・ 子供に向き合う時間を確保するため、県と連携して出張、研修、報告文書等の大胆な見直し(削減及び簡略化)を行うこと。
- ・ お盆期間中の学校閉庁日の実現を図ること。

- ・ 平日の放課後，夜間，休日における電話対応について，留守番電話システムの導入を検討すること。
- ・ 教科書事務執行管理システムについては，ICT 担当者を派遣したり，入力時期に幅をもたせたりするなど，弾力的に運用できるようにシステムの改善を図ること。
- ・ 小学校外国語活動における毎週の授業計画の提出について負担の軽減を図ること。

④ 勤務時間について

教職員の働き方の実態として，多くの教職員が定時を大幅に超過して勤務している。このことについて，次のことの実現を図ること。

- ・ 毎月各校から提出される時間外勤務時間報告について，教職員が報告した勤務時間が正確に報告されているかどうか本人に確認をするなど，厳重な管理を行うこと。
- ・ 現在の勤怠管理方法では，入力する事に時間を取られたり，報告した時間を第三者が修正できたりすることが可能である。システムの改善を図ること。

5 積極的に県及び国に働きかけて欲しいこと

- ① 35 人以下学級を中学校全学年に拡充するとともに，個別課題に対応できるように加配を配置すること。
- ② 補充教職員の不足改善のため，現行のティーチャーズバンクやマイスターバンクの課題について改善を図ること。また，学校事務職員及び栄養職員の人材バンクの新設を検討すること。
- ③ スクールカウンセラー増員やソーシャルスクールワーカーの設置について更なる充実を図ること。
- ④ 初任者がじっくりと児童生徒や保護者に向き合いながら教員としての資質や技能を向上していけるように，現状を検証し，よりよい初任者研修の在り方について検討すること。
- ⑤ 小学校英語において専科授業の導入を図ること。
- ⑥ 小規模校において，学校の裁量で出張の精選ができる等の配慮を行うこと。
- ⑦ 学校の教職員の構成において，年齢のバランスを考えて異動を行うこと。